

2026 年 5 月 8 日

株主各位

更生会社 株式会社トーシンホールディングス

管財人 石 田 雅 文

管財人 栗田口 太 郎

2026 年 5 月 8 日付「会社更生手続開始の申立て及び開始決定並びに再建計画の提示等に関するお知らせ」において公表しましたとおり、当社は、同日付けで、東京地方裁判所より会社更生手続開始決定がされ、当社の代表取締役である石田雅文及び申立代理人である弁護士栗田口太郎が管財人に選任されました。同決定に関し、同裁判所より、株主の皆様宛てに、同日付け「通知書」及び「お知らせ（通知）」が発出されておりますので、本HPへの掲載をもって、株主の皆様への通知とさせていただきます。

なお、「お知らせ（通知）」の中にも記載されておりますが、株主の皆様からのお問い合わせ先は以下のとおりです。

お問い合わせ先

部署名 : 更生会社 株式会社 トーシンホールディングス 株主デスク
住所 : 〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄 3-4-21 TOSHIN SAKAE ビル
受付時間 : 平日 10:00～17:00（土日祝・年末年始を除く）
電話番号 : 070-5430-4522
070-5322-3059
080-3815-9642

※ お問い合わせが集中した際は、お待たせする場合がございますのでご了承ください。

以 上

令和 8 年（ミ）第 4 号 会社更生事件
更生会社 株式会社トーシンホールディングス

令和 8 年 5 月 8 日

株主 各位

東京地方裁判所民事第 2 0 部
裁判所書記官 佐 藤 恵 美

通 知 書

頭書事件について、当裁判所は、令和 8 年 5 月 8 日午後 4 時 0 0 分、会社更生法による更生手続を開始しましたので、同法 4 3 条 3 項、8 5 条 4 項の規定により通知します。

記

- 1 更生手続開始の決定の主文
株式会社トーシンホールディングスについて更生手続を開始する。
- 2 管財人の氏名
石田 雅文
弁護士 栗田口太郎
- 3 更生債権等の届出をすべき期間
令和 8 年 7 月 8 日まで
- 4 更生債権等の調査をするための期間
令和 8 年 8 月 1 4 日から令和 8 年 8 月 2 0 日まで
- 5 更生会社、更生債権者等、株主、労働組合等が、管財人の選任について書面により意見を述べることができる期間
令和 8 年 5 月 2 9 日まで
- 6 更生会社の財産の所持者は、その財産を更生会社（従前の代表取締役）に交付してはならない。その財産の交付は、管財人又は管財人の指定する者に対してするものとする。
- 7 更生会社に対して債務を負担する者は、その債務を更生会社（従前の代表取締役）に弁済してはならない。その債務の弁済は、管財人又はその指定する者に対してするものとする。

以 上

(注意)

1 管財人の選任に関する意見について

(1) 更生会社、更生債権者等、株主、労働組合等は、令和8年5月29日までに、管財人の選任について書面により意見を述べることができます。

(2) 管財人の選任についての意見を記載した書面の提出先は、「〒153-8626 東京都目黒区中目黒2丁目4番1号 東京地方裁判所民事第20部合議係 更生会社株式会社トーシンホールディングス担当」です。

2 ご不明な点がありましたら、下記の「お問合せ先」までお問い合わせください。

お問合せ先

更生会社 株式会社トーシンホールディングス 株主問合せ窓口

住 所 〒460-0008

愛知県名古屋市中区栄3-4-21 TOSHIN SAKAEビル

電話番号 070-5430-4522

070-5322-3059

080-3815-9642

(裁判所への直接のお問合せはご遠慮くださるようお願い申し上げます。)

令和8年（ミ）第4号 会社更生事件
更生会社 株式会社トーシンホールディングス

令和8年5月8日

株 主 各位

東京地方裁判所民事第20部

裁判所書記官 佐 藤 恵 美

お知らせ（通知）

頭書事件について、令和8年5月8日午後4時00分、会社更生手続開始の決定がなされ、石田雅文及び弁護士栗田口太郎が管財人に選任されました。

会社更生法85条4項の規定により、管財人の選任について意見がある場合には、令和8年5月29日までに当裁判所に書面で提出することができます。

なお、特に意見がなければ提出する必要はありません。

以 上

（注意）

- 1 管財人の選任についての意見を記載した書面（以下「意見書」という。）の様式は特に定められていませんので、任意の様式で作成していただいても構いますが、事件番号、更生会社名、あなたの住所・氏名は必ず記載してください。
- 2 意見書の送付先は、「〒153-8626 東京都目黒区中目黒二丁目4番1号 東京地方裁判所民事第20部合議係 更生会社株式会社トーシンホールディングス 担当」です。